

## 社会福祉法人緑秀会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑秀会の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所定週平均2日以上の勤務をいい、非常勤とは所定週2回以上に該当しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員は理事及び監事、役員等には評議員を含む。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (役員等の勤務報酬)

第3条 所定週平均2日以上業務にあたる役員等(週2日以上に該当しない勤務も含む)に対して別表1により、日額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

### (出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (支払い方法)

第5条 支払い方法は現金とする。

### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

### (役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に

協力するものとする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

- 第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(改正)

- 第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成28年4月1日より適用する。

第8条に支払い方法を挿入、以下条文を繰り下げる。

この規程は、平成29年12月1日より適用する。

この規程は、平成30年12月14日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	実 費
評議員会出席報酬等	10,000円	実 費
監事出席報酬等	10,000円	実 費
監事(会計)出席報酬等	20,000円	実 費
苦情対応第三者委員	10,000円	実 費

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000円	実 費
理事・監事及び 評議員業務報酬等	10,000円	実 費
監事監査指導報酬等	20,000円	実 費
苦情対応第三者委員	3,000円	実 費

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	日当	資料代等
実 費	20,000円 以内まで	5,000円	実 費